

第2節 特殊な一般取扱所の基準

1 政令第19条第1項関係

一般取扱所については、第1節（製造所、一般取扱所の基準）によるほか、位置、構造及び設備が特殊な対象については、政令第19条第2項、第3項及び第4項に定めるものを除き同条第1項の特殊な基準として次により運用することができるものとする。

- (1) 製造所、油槽所における野積場の一般取扱所（S. 36. 5. 10 自消甲予発第25号通知，S. 40. 1. 19 自消丙予発第8号質疑）

製造所、油槽所等でドラム缶充填作業から出荷までの過程で、容器入りのまま野積みの状態で取り扱う場合（貯蔵を目的とする場合を除く。）においては、一般取扱所として規制するものとし、次によること。

ア 積場の区画を明確にすること。

イ 野積みは、荷くずれしない方法で行うこと。

ウ 野積みを行う場合は、防火上安全な措置を講ずること。

エ 政令第19条で準用する政令第9条第1項（第1号～第3号、第12号、第17号）の規定に適合すること。

※ 参考通知

「ドラム充填所に隣接して、危険物を容器入りのままで野積みする場合」（S. 40. 4. 15 自消丙予発第71号質疑）

- (2) 棧橋の一般取扱所

船舶輸送用のタンカー等へ危険物を積み込み又は貯蔵タンク等へ受け入れるため、棧橋施設又は岸壁等において危険物を取り扱う一般取扱所（渡り棧橋を含む。以下同じ。）は、次によること。

ア 海、河川、運河等に面する部分については、政令第9条第1項第2号の規定は適用しないこと。

イ 棧橋は、危険物の取り扱いのための専用とし、隣接して他の棧橋を設ける場合は、5 m以上の距離を保有すること。

ウ 棧橋は、不燃材料で造るとともに、波浪及び潮流に対して安全な構造であること。

エ 棧橋には、船舶の衝突による衝撃を防止するため、防舷材等の緩衝設備を設けること。

オ 棧橋に設置する危険物の移送配管には、取り扱う危険物の品名を表示するとともに、配管先端部には鋳鋼製の弁を設けること。

カ 棧橋上には、電気による照明以外の灯火を用いる照明設備を設けないこと。

キ 避雷設備は、設けないことができること。

- (3) 変電所等の一般取扱所（S. 40. 9. 10 自消丙予発第148号通知）

変電所、発電所、開閉所その他これに準ずる場所（以下「変電所等」という）については、次によること。

ア 変電所等に設置される危険物を収納している機器類が、変圧器、リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、遮断器、油入コンデンサー及び油入ケーブル並びにこれらの附属装置で、機器の冷却若しくは絶縁のための油類を内蔵して使用するもののみであり、他に危険物を取り扱わない場合は、危険物関係法令の規制の対象としないものとするすることができる。

イ 一般取扱所に該当する変電所等とは、当該変電所等に設置される前アによる機器以外に危険物を取り扱う場合（油圧装置、ボイラー等を設置する場合など）で、前アによる機器で取り扱う危険物を含め、その取扱量が指定数量以上となる施設である。

※ 参考通知

「建築物に地階を設ける。」(S. 36. 5. 10 自消甲予発第25号通知)

「建築物の内部を区画する一般取扱所の取扱い」(S. 39. 7. 9 自消丙予発第65号質疑)

「タンク車と移動タンク貯蔵所相互間における危険物の取扱い」(S. 41. 2. 8 自消丙予発第22号質疑)

「トラック上でドラム缶に危険物を充填する一般取扱所」(S. 42. 6. 5 自消丙予発第35号質疑)

「海水油濁防止のための廃油処理施設の規制について」(S. 48. 8. 2 消防予第120号質疑)

「ローリー積場の残ガス排出設備を一般取扱所(ローリー積場)内に設ける場合について」(S. 56. 10. 6 消防危第129号質疑)

「建物内にオイルタンク、オイルポンプ、オイル清浄器、オイルクーラーを設置し、プレス機を建物から3mはなれた位置に設置する一工程の施設は、これらの設備全般にわたって一般取扱所として規制すること」(S. 56. 10. 7 消防危第134号質疑)

「危険物をタンクローリーで鉄道貨物駅に移送し専用の運搬車に詰め替えを行う場合、タンクローリー、専用運搬車及び軌道の一部を含めた範囲を一般取扱所として規制できるものとする。」(S. 58. 11. 16 消防危第118号質疑)

「鉄道トンネル工事用の重機に給油を行うため、索道により危険物を運搬する行為について」(S. 58. 11. 30 消防危第126号質疑)

「印刷工場(一般取扱所)において発生する有機溶剤を含む排ガスの処理設備は、当該一般取扱所に含めて規制して差し支えないこと。なお、有機溶剤の回収は危険物の製造所には該当しないこと。」(S. 59. 6. 8 消防危第54号質疑)

「公共トラックターミナルにおいて危険物を運搬容器入りのままで荷降ろし、仕分け、一時保管及び荷積みを行う場合、荷扱場及び停留所、集配車発着場並びに荷扱場と一体の事務所を含めて一の一般取扱所として規制できること。」(S. 57. 8. 11 消防危第82号質疑)

「地下タンク貯蔵所の近くにドラム缶(第2石油類、指定数量以上)を置いて、ポンプ(可搬式動力ポンプ又はウィングポンプ)を介して地下タンクの注入口(直上注入口65A)に給油ホース(耐油ゴムホース50A)を差し込んで注入(注入量は指定数量以上)する場合は、当該注入口を除き一般取扱所として規制すること。」(S. 63. 4. 12 消防危第55号質疑)

「動植物油の屋外タンク、地下タンク(動植物油の貯蔵量が1万ℓ以上のもの)に付属する注入口、払出口、配管等の扱い」(H. 1. 7. 4 消防危第64号質疑)

「共同住宅等の燃料供給施設に関する運用上の指針について」(H. 15. 8. 6 消防危第81号通知、H. 16. 6. 4 消防危第61号通知)

「国際輸送用タンクコンテナを積載する移動タンク貯蔵所の被けん引車を、一般取扱所内に固定して使用することについて」(H. 17. 3. 31 消防危第67号質疑)

「有機ハイドライドの一つであるメチルシクロヘキサン(第1石油類)から水素を製造する施設は、一般取扱所として取り扱ってよいか」(H. 28. 3. 1 消防危第37号質疑)

「建築物に設置された免震用オイルダンパーの取扱いについて」(H. 28. 3. 23 消防危第42号通知)

2 政令第19条第2項関係

政令第19条第2項の一般取扱所は、危険物の取扱形態が類型化できるものについて政令第19条第1項の基準の特例が定められ、これらの施設形態(危険物の充てん、容器詰替えを除く。)のものは、建築物の一部に設ける(「部分規制」という。以下同じ。)ことができるものであること。

なお、設置しようとする一般取扱所が、政令第19条第1項及び第19条第2項等複数の基準を満足する場合、いずれの技術基準を適用するかは、設置者の意思により選択できるものであること。な

お、消防側からいずれの技術基準を適用するか指定等しないこと。

基準の概要については、第2-2-1表を参照すること。

(1) 作業形態

ア 規則第28条の54第1号（吹付塗装作業等の一般取扱所）

(ア) 焼付塗装，静電塗装，はけ塗り塗装，吹付塗装，浸漬塗装等の塗装作業

(イ) 凸版印刷，平板印刷，凹版印刷，グラビア印刷等の印刷作業

(ウ) 光沢加工，ゴム糊・接着剤等の塗布作業

(エ) 取り扱う危険物は，第2類，第4類（特殊引火物を除く。）に限る。

※ 機械部品等の洗浄作業は該当しない。（H.1.7.4 消防危第64号質疑）

イ 規則第28条の54第1号の2（洗浄作業の一般取扱所）

(ア) 危険物を吹き付けて行うもの，危険物に浸すもの，危険物と一緒に攪拌するもの等が該当する。

(イ) 取り扱う危険物は，引火点40℃以上の第4類に限る。

ウ 規則第28条の54第2号（焼入れ作業等の一般取扱所）

(ア) 焼入れとは，主として鉄鋼製機械部品の耐疲労性，耐摩耗性の向上などを目的とする熱処理の一つの方法であり，油，ガス，電気を熱源とする加熱炉と油，水，熔融塩を利用する冷却装置により構成される。

焼入れを行う装置には，加熱装置と冷却装置が一体となったものや別置きのものがあり，本規定でいう焼入れとは，冷却装置に油（危険物）を使用するもので，炉の燃料として使用する油を含め引火点が70℃以上の第4類の危険物を使用するものに限る。

(イ) 放電加工機とは，電極と加工物のわずかな間隔に有効な加工につながる放電を行うことにより加工物を任意の形に加工するもので，放電間隔の絶縁抵抗を高めるため，主として油中で加工を行う装置である。

エ 規則第28条の54第3号（ボイラー等で危険物を消費する一般取扱所）

(ア) ボイラー，冷温水発生設備，給湯設備，焼却炉，発電設備（H.1.7.4 消防危第64号質疑）等が該当する。

(イ) 取り扱う危険物は，引火点40℃以上の第4類に限る。

オ 規則第28条の54第4号（充てんの一般取扱所）

(ア) 車両に固定されたタンクに液体の危険物を注入する施設

(イ) 併せて液体の危険物を容器に詰め替える施設を含む。

(ウ) 取り扱う危険物は，アルキルアルミニウム等及びアセトアルデヒド等を除く。

カ 規則第28条の54第5号（詰替えの一般取扱所）

(ア) 固定した注油設備によって危険物を容器に詰め替える施設

(イ) 車両に固定された容量4,000ℓ以下のタンク（容量2,000ℓを超えるタンクにあつては，その内部を2,000ℓ以下ごとに仕切ったものに限る。）に注入する施設

(ウ) 取り扱う危険物は，引火点40℃以上の第4類に限る。

キ 規則第28条の54第6号（油圧装置等を設置する一般取扱所）

(ア) 油圧装置及び大型機械の軸受，工作機械等に使用される潤滑油装置等が該当する。

(イ) 引火点100℃以上の第4類の危険物（高引火点危険物）のみを100℃未満の温度で取り扱うものに限る。

ク 規則第28条の54第7号（切削装置等を設置する一般取扱所）

(ア) 旋盤，ボール盤，フライス盤，研削盤などの工作機械等が該当する。

(イ) 高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うものに限る。

- ケ 規則第28条の54第8号（熱媒体油循環装置を設置する一般取扱所）
 - （ア）反応釜等に収納した危険物以外のものを加熱する装置が該当する。
 - （イ）取り扱う危険物は、高引火点危険物に限る。

- コ 規則第28条の54第9号（蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所）
 - （ア）リチウムイオン蓄電池等の電解液に電気を流す施設が該当する。
 - （イ）第4類の危険物を用いた蓄電池設備のみを取り扱うものに限る。

(2) 部分規制の区分

部分規制に係る一般取扱所の許可区分には、区画室単位の規制，設備単位の規制，屋上の設備単位の規制がある。

ア 区画室単位の規制

規則第28条の55第2項，第28条の55の2第2項，第28条の56第2項，第28条の57第2項，第28条の60第2項，第3項，第28条の60の2第2項，第28条の60の3第2項，第28条の60の4第2項

イ 設備単位の規制

規則第28条の55の2第3項，第28条の56第3項，第28条の57第3項，規則第28条の60第4項，第28条の60の2第3項

ウ 屋上の設備単位の規制

規則第28条の57第4項，第28条の60の4第3項

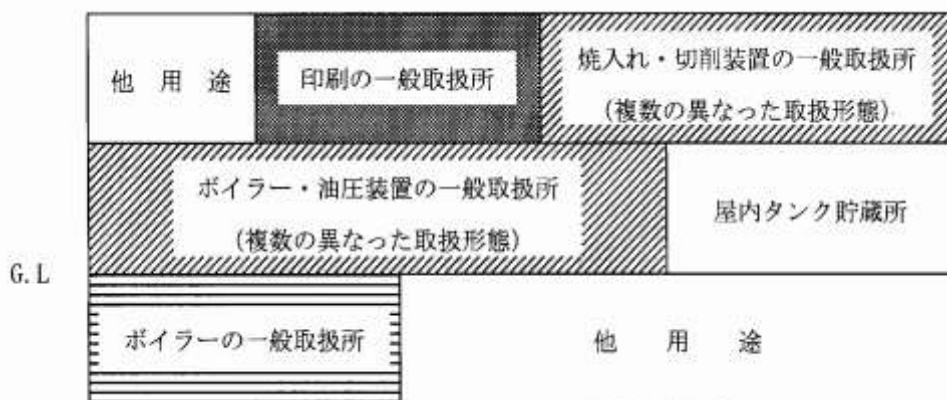
(3) 部分規制の基本事項

ア 一棟の建築物の中には、政令第19条第2項に規定する位置，構造及び設備の技術上の基準に適合した一般取扱所（政令第19条第2項第4号（充てん），第5号（容器詰替え）に規定するものを除く。）を複数設置することができる。（H.1.7.4 消防危第64号質疑）

更に、政令第2条，第3条の危険物施設のうち，部分規制されたものを同一建築物内に設置することができる。

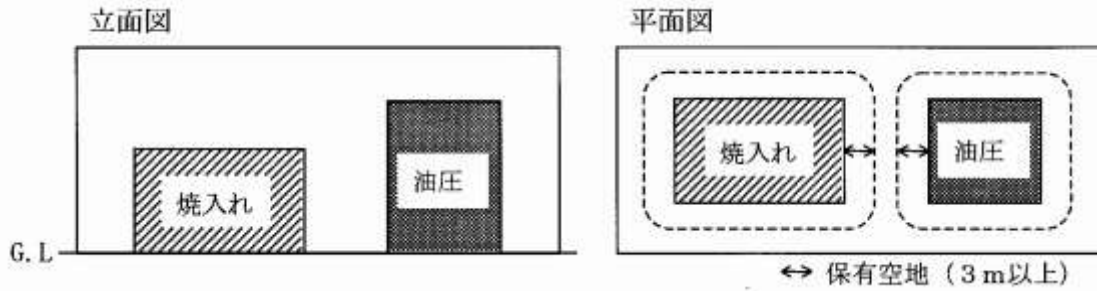
また、政令第19条第2項各号のうち一の号の取扱形態を有し，かつ，それ以外の取扱形態を有する一般取扱所（複数の異なった取扱形態を有する一般取扱所）を区画室単位として規制する場合には（11）の基準を，設備単位として規制する場合には政令第19条第2項各号の基準を適用し，設置することができる。（第2-2-1図，第2-2-2図参照）

なお，この場合，政令第19条第2項又は同条第1項の特例のいずれかの基準を選択することができる。



第2-2-1図 部分規制（区画室単位）の一般取扱所の設置例

[参考：危険物審査基準（東京消防庁）]

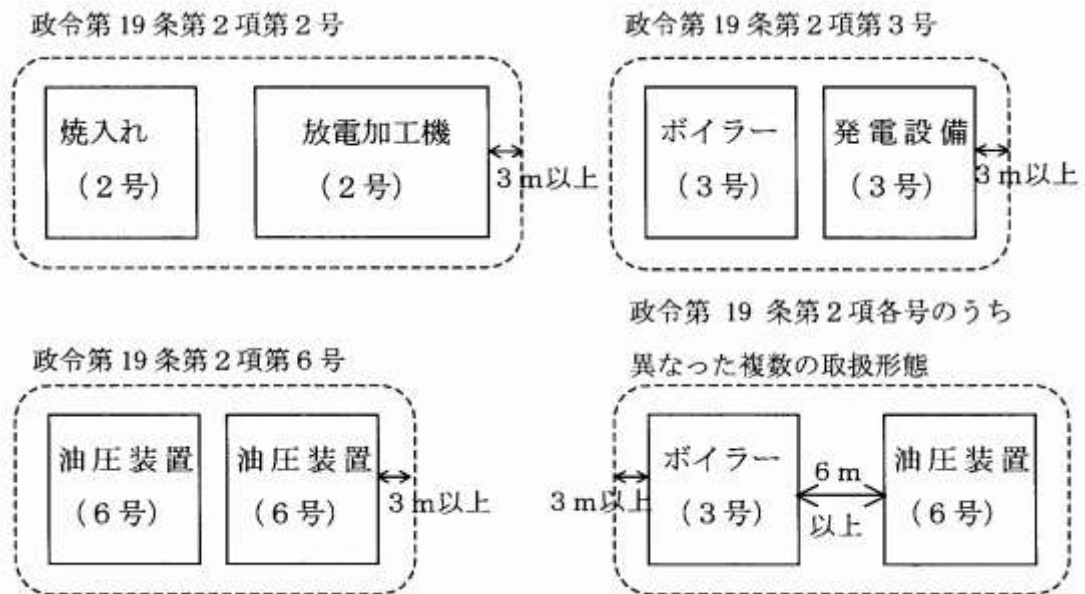


第2-2-2図 部分規制（設備単位）の一般取扱所の設置例

[参考：危険物審査基準（東京消防庁）]

イ 設備単位で規制される一般取扱所には、政令第19条第2項各号で同一号の類似する設備を複数設置することができる。この場合、複数の設備を一つの一般取扱所として、その周囲に幅3m以上の空地を保有することをもって足りる。（H.1.7.4 消防危第64号質疑）

ただし、異なった複数の設備を一の一般取扱所とする場合には、その周囲に幅3m以上の空地を保有するとともに、設備の間隔を6m以上確保すること。

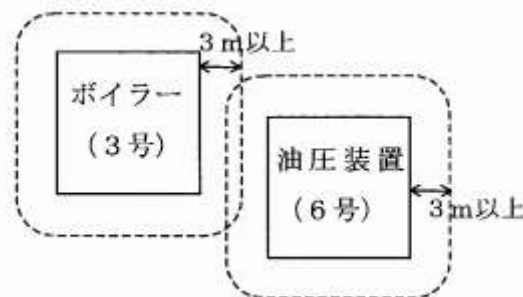


第2-2-3図 複数の設備を一つの一般取扱所として規制する例

[参考：危険物審査基準（東京消防庁）]

ウ 同一室内に、設備単位で規制される政令第19条第2項各号の異なる一般取扱所を複数設置する場合、屋内において保有するものとされている幅3m以上の空地は、相互に重なってはならない。（H.1.3.1消防危第14号通知）（第2-2-4図参照）

(4) 部分規制の一般取扱所として取り扱うことができる工程と連続して、危険物を取り扱わない工



程がある場合、その工程を含めて政令第19条第2項に規定する一般取扱所として差し支えない。

(H.1.7.4 消防危第64号質疑)

第2-2-4図 各設備をそれぞれ一の一般取扱所として認められない例

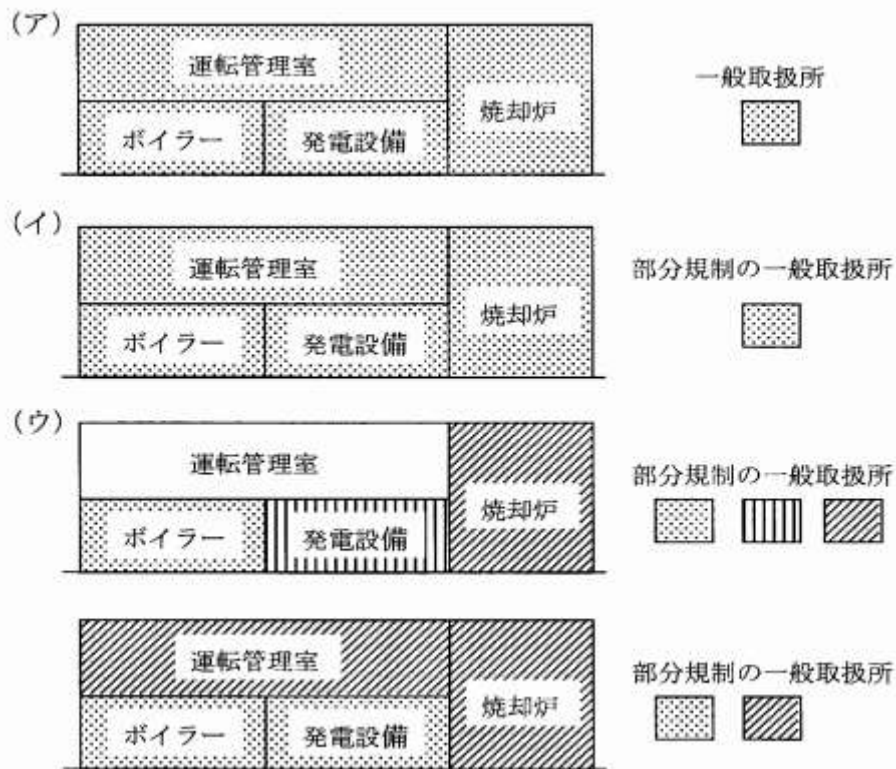
(5) 政令第19条第2項第1号から第3号、第6号、第7号及び第8号に掲げるもの（イによる場合は第1号、第8号を除く。）のうち、各号の形態を有するものを一の建築物内に複数設置する場合は、次のいずれかの一般取扱所として規制して差し支えない。（H.1.7.4 消防危第64号質疑）

ア 区画室単位の規制をする場合（例：ボイラー設備等）

(ア) 建築物全体を政令第19条第1項の一般取扱所とする。（第2-2-5図（ア）参照）

(イ) 建築物全体を政令第19条第2項の一般取扱所とし、規則第28条の57第2項に規定する技術上の基準を適用する。（第2-2-5図（イ）参照）

(ウ) 危険物を消費する室又は隣接する複数の室を区画単位として政令第19条第2項の一般取扱所とし、規則第28条の57第2項に規定する技術上の基準を適用する。（第2-2-5図（ウ）参照）



第2-2-5図 ボイラー、バーナー等で危険物を消費する一般取扱所の例

[参考：危険物審査基準（東京消防庁）]

イ 設備単位の規制をする場合（例：ボイラー設備等）

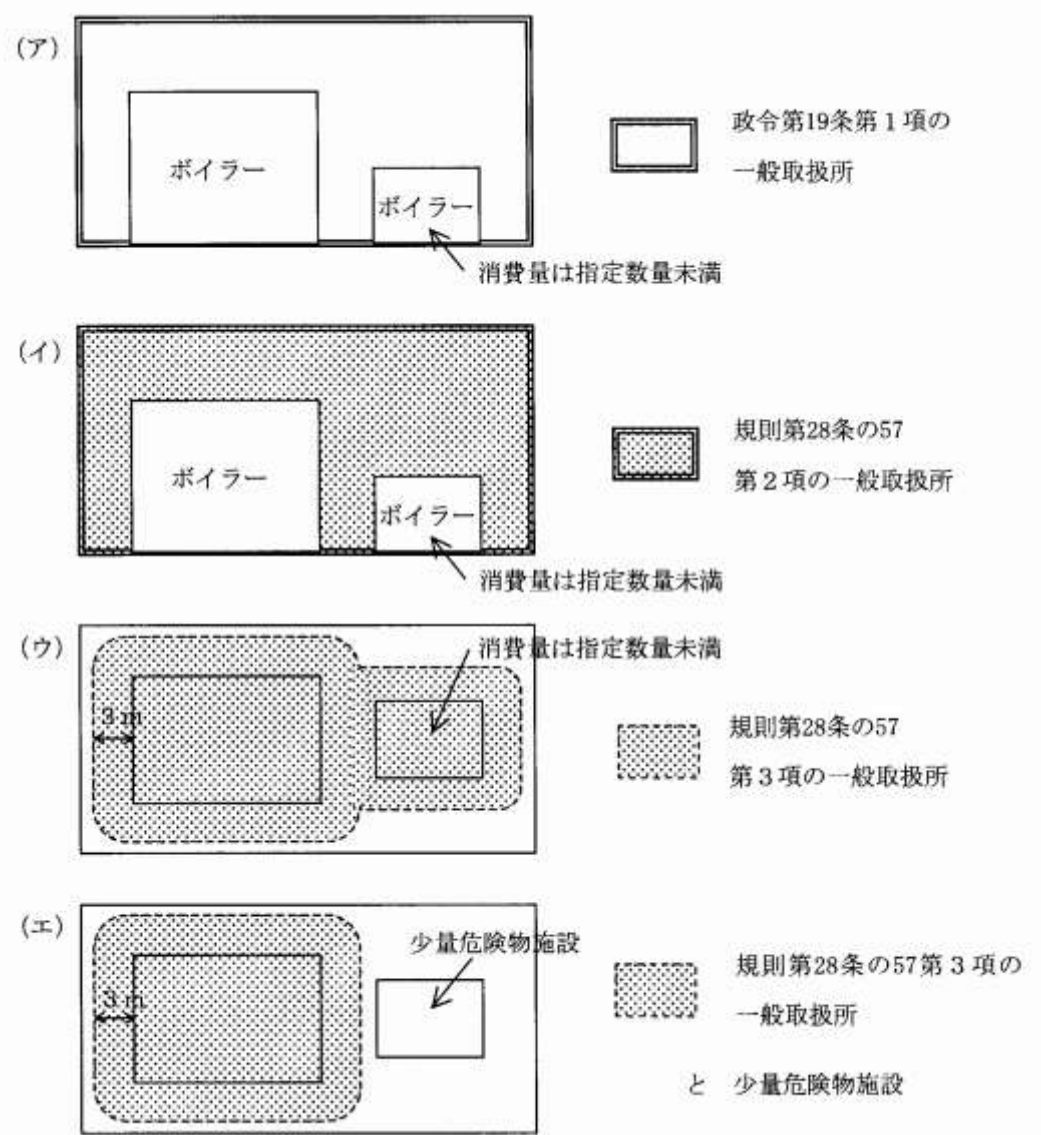
(ア) 建築物全体を政令第19条第1項の一般取扱所とする。（第2-2-6図（ア）参照）

(イ) 建築物全体を政令第19条第2項の一般取扱所とし、規則第28条の57第2項に規定する技術上の基準を適用する。（第2-2-6図（イ）参照）

(ウ) 両ボイラー設備を併せて、政令第19条第2項の一般取扱所とし、規則第28条の57第3項に規定する技術上の基準を適用する。（第2-2-6図（ウ）参照）

(エ) 危険物消費量が指定数量以上10倍未満のボイラー設備のみを政令第19条第2項の一般取扱所とし、規則第28条の57第3項に規定する技術上の基準を適用する。指定数量未満を消費す

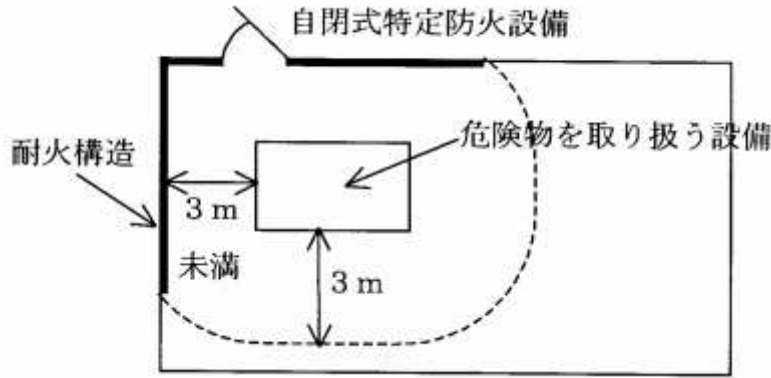
るボイラー設備は、瀬戸内市火災予防条例によるものとする。（第2-2-6図（エ）参照）



第2-2-6図 ボイラーで危険物を消費する一般取扱所の例

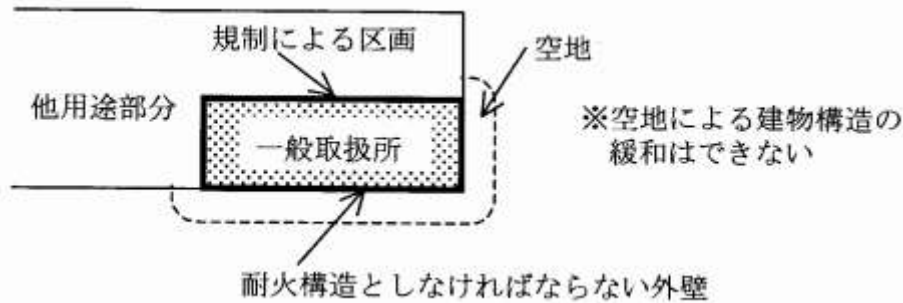
[参考：危険物審査基準（東京消防庁）]

(6) 設備単位で規制される一般取扱所において、危険物を取り扱う設備から3m未満となる建築物の壁及び柱が耐火構造である場合の当該範囲は、当該設備から水平距離3m未満となる範囲に存する壁及び柱と解してよい。（H.2.3.31 消防危第28号質疑）



第2-2-7図 屋内空地の例 [参考：危険物審査基準（東京消防庁）]

- (7) 区画室単位で規制される一般取扱所のうち、外壁に耐火構造を要求されるものにあつては、空地があり、延焼のおそれのある建築物が存しない場合であっても、当該外壁を不燃材料で造ることは認められない。(H. 1. 7. 4 消防危第64号質疑)



第2-2-8図 外壁の構造

- (8) 区画室単位で規制される一般取扱所のうち、当該建築物の他の部分との間に「厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する耐火構造の壁」が要求されるものにあつては、区画壁に、防火上有効にダンパー等を設けた換気又は排出設備を設置して差し支えない。

(H. 2. 3. 31 消防危第28号質疑)

また、「これと同等以上の強度を有する構造」として、「高温高压蒸気養生された軽量気泡コンクリート製パネルで厚さが7.5cm以上のもの」(平成12年建設省告示第1399号第1, 第1号ト)が含まれるものであること。(H. 2. 10. 31 消防危第105号質疑)

なお、隣接して一般取扱所を設置する場合、規制範囲等留意すること。(R. 5. 3. 24消防危63号質疑)

- (9) 規則第28条の59の基準の適用を受けようとする詰替えの一般取扱所は、当該規定によるほか次によること。

ア 当該一般取扱所は、原則として同一敷地内には1対象施設に限り認めるものであること。

イ 規則第28条の59第2項第10号に規定する「防火上有効なへい」の高さの算定は、第10節(給油取扱所の基準)の例によること。

ウ 当該施設を開口部のない耐火構造の建築物(製造所等以外であつて、自己所有の建築物に限る。)に接して設ける場合は、耐火構造の壁を当該施設の壁とみなして差し支えないこと。

- (10) 屋上に設置するボイラー・バーナー等の一般取扱所

ア 適用範囲

(ア) 発電機、原動機、燃料タンク、制御装置及びこれらの附属装置(以下「発電装置等」という。)で危険物(引火点40℃以上の第4類の危険物に限る。)を消費する一般取扱所

で指定数量の倍数が10未満のもの。

(イ) 複数のボイラー・バーナー等を設ける場合には、サービスタンクを兼用することができる。この場合、当該タンクは、主たる設備のタンクに属するものとして規制すること。

イ 設備等

(ア) 危省令第28条の57第4項第3号に規定するキュービクル式設備（内蔵タンクを含む。）の流出防止の囲いは、キュービクル式設備の鋼板等の外箱を代替とすることができる。

(イ) ボイラー・バーナー等は、避難上支障のない位置に設けるよう指導する。

(ウ) ボイラー設備等の周囲にはフェンスを設けるなど、関係者以外の者がみだりに出入りできないよう必要な措置を講ずるよう指導する。

ウ 危険物を取り扱うタンク

(ア) 屋外にあるタンクに雨覆い等を設ける場合には不燃材料とし、タンクの周囲には点検できる十分なスペースを確保すること。

(イ) タンクには、危険物の過剰注入を防止するため、戻り配管等を設けるよう指導する。

(ウ) タンクの周囲に設ける囲いの容量は、同一の囲いの内にある最大タンクの全量又は危省令第13条の3第2項第1号に規定する容量のいずれか大なる量とするよう指導する。

(エ) タンク周囲に架台等による段差がある場合、当該架台等が延焼の媒体となるおそれがないものであること、かつ、段差が50cm以下であれば、当該段差がある部分も含めて保有空地とすることができる。

エ 配管

危険物配管は、危政令第9条第1項第21号の規定によるほか、次により指導する。

(ア) 配管は、地震、建築物の構造等に応じて損傷しないよう緩衝装置を設ける。

(イ) 配管は、送油圧力や地震等に対して十分な強度を有するとともに、折損等により危険物が漏洩した場合、すみやかに漏油を検出し、送油を停止できる措置等を講じること。

(ウ) 配管の接合は、原則として溶接継手とし、電気、ガス配管とは十分な距離を保つこと。

オ 流出防止措置

(ア) 流出油の拡散を防止するため、油吸着材等を備えるよう指導する。

(イ) キュービクル式のもので油が外部に漏れない構造のものは、ためます、油分離装置を省略することができる。

カ 採光及び照明

危省令第28条の57第4項第4号に規定する採光及び照明は、当該設備の点検等において十分な明かりが採れる場合に限り、省略することができる。

キ その他

異常燃焼等が発生した場合には、常時、人のいる場所に警報を発することができる設備を設けるよう指導する

(11) 複数の取扱形態を有する一般取扱所 (H.10.3.16 消防危第28号通知)

ア (ア) a から g までに掲げる危険物の取扱形態のみを複数有する一般取扱所であって、(イ) 及び (ウ) に適合し、かつ、イ (ア) から (シ) までに掲げる位置、構造及び設備を満足するものには、政令第23条を適用し、政令第19条第1項において準用する政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定（(ア) e 及び f に掲げる取扱形態以外の取扱形態を有しない一般取扱所にあつては第18号及び第19号の規定を含む。）を適用しないことができるものであること。

(ア) 危険物の取扱形態

- a 塗装、印刷又は塗布のために危険物（第2類の危険物又は第4類の危険物（特殊引火物を除く。）に限る。）を取り扱う形態
- b 洗浄のために危険物（引火点が40℃以上の第4類の危険物に限る。）を取り扱う形態
- c 焼入れ又は放電加工のために危険物（引火点が70℃以上の第4類の危険物に限る。）を取り扱う形態
- d ボイラー、バーナーその他これらに類する装置で危険物（引火点が40℃以上の第4類の危険物に限る。）を消費する取扱形態
- e 危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置（高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うものに限る。）としての危険物の取扱形態
- f 切削油として危険物を用いた切削装置、研削装置又はこれらに類する装置（高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うものに限る。）としての危険物の取扱形態
- g 危険物以外の物を加熱するため危険物（高引火点危険物に限る。）を用いた熱媒体油循環装置としての危険物の取扱形態

(イ) 建築物に設けられた一般取扱所であること。

(ウ) 指定数量の倍数が30未満であること。

イ 一般取扱所の位置、構造及び設備

(ア) 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、地階を有しないものであること（ア（ア）d及びeに掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合を除く。）。

(イ) 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とすること。

(ウ) 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、出入口以外の開口部を有しない厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること（ア（ア）e及びfに掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合を除く。）。

(エ) 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、屋根（上階がある場合にあっては上階の床）を耐火構造とすること。ただし、ア（ア）a又はbに掲げる危険物の取扱形態を有しない場合にあっては、屋根を不燃材料で造ることのできるものであること。

(オ) ア（ア）dに掲げる危険物の取扱形態を有する場合にあっては、危険物を取り扱うタンクの容量の総計を指定数量未満とすること。

(カ) 危険物を取り扱うタンク（容量が指定数量の5分の1未満のものを除く。）の周囲には、規則第13条の3第2項第1号の規定の例による囲いを設けること。ただし、ア（ア）e及びfに掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合にあっては、建築物の一般取扱所の用に供する部分の敷居を高くすることにより囲いに代えることができる。

(キ) 建築物の一般取扱所の用に供する部分には、ア（ア）cに掲げる危険物の取扱形態により取り扱われる危険物が危険な温度に達するまでに警報することができる装置を設けること。

(ク) 危険物を加熱する設備（ア（ア）b又はgの危険物の取扱形態を有する設備に係るものに限る。）には、危険物の過熱を防止することができる装置を設けること。

(ケ) ア（ア）gの危険物の取扱形態を有する設備は、危険物の体積膨張による危険物の漏えいを防止することができる構造のものとする。

(コ) 可燃性の蒸気又は微粉（霧状の危険物を含む。以下同じ。）を放散するおそれのある設備と火花又は高熱等を生ずる設備を併設しないこと。ただし、放散された可燃性の蒸気又は微粉が滞留するおそれがない場所に火花又は高熱等を生ずる設備を設置する場合はこの限りでない。

(サ) 規則第33条第1項第1号に該当する一般取扱所以外の一般取扱所には、規則第34条第2項

第1号の規定の例により消火設備を設けること。ただし、第1種、第2種及び第3種の消火設備を当該一般取扱所に設けるときは、当該設備の放射能力範囲内の部分について第4種の消火設備を設けないことができること。

(シ) 規則第28条の55第2項第3号から第8号まで及び規則第28条の57第2項第2号の基準に適合するものであること。

(12) 特例の適用 (H. 10. 3. 4 消防危第19号通知)

政令第19条第2項各号に掲げられた取扱形態の一般取扱所が、政令第19条第1項の基準又は第2項の特例基準のいずれの基準により設置される場合でも、これらの基準について政令第23条を適用することが否定されるものではないこと。

また、政令第19条第2項各号に掲げられた取扱形態以外の形態を有する一般取扱所（同項各号に掲げられた取扱形態のうち複数の形態を有する一般取扱所を含む。）のうち、政令第19条第2項各号と同等の安全性を有すると判断されるものについても、政令第23条を適用することが否定されるものではないこと。

※ 参考通知

「放電加工機の取扱いについて」 (S. 61. 1. 31 消防危第19号通知)

「法改正前の小口詰替専用の一般取扱所の扱い」 (H. 1. 7. 4 消防危第64号質疑)